

学校法人高岡第一学園 高岡法科大学における研究者等の行動規範

平成 27 年 10 月 1 日

大学運営会議決定

学校法人高岡第一学園 高岡法科大学（以下「本学」という。）は、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究に携わるすべての者（以下「研究者」という。）および研究を支援する者が主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範を以下のとおり定める。

一 法令の遵守

研究者および研究を支援する者は、研究の実施、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知および本学諸規定等を遵守しなければならない。

二 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続可能性に貢献する責任を有する。

三 研究者の行動

研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

四 自己の研鑽

研究者は自らの専門知識、能力、技術の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を幅広い視野から理解し、常に最善の判断を示すことのできるよう努力する。

五 説明と公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を社会に公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を中立的・客観的に評価し、その結果を公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

六 研究活動

研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施および報告書等の過程において、誠実に行動する。また、研究データや資料等の適切な管理および保存を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またそれらに加担しない。

七 研究環境の整備

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・意地についても、自らの重要な責務であることを自覚し、自らの所属機関の研究機関の質的向上に積極性をもって取り組む。また、これを達成するため、社会の理解と協力を得ることのできるよう努める。

八 研究対象への配慮

研究者は、人を対象とする研究を行う場合には、対象者の人格、人権を尊重し、福利に配慮し、研究を行う前に、対象者の同意を得る。

九 他者との関係

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、適性に取り扱う。また、他者の名誉および知的財産権に係るものに関し、これを尊重し、守秘義務を遵守する。

十 差別の排除

研究者は、研究、教育、学会活動等において、人権、性別、地位、思想信条、宗教、障害、家族状況等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

十一 利益相反

研究者は、自らの研究、評価、判断等において、個人と所属機関または異なる組織間の利益の相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

十二 不正行為の防止

研究者および研究を支援する者は、不正行為が発生した場合、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、もしくは行われたことを知ったときは、それを放置せず、適切な措置をとらなければならない。

以上